

## 島根県公用車（出納局管理分）広告掲載要領

（趣旨）

第1条 この要領は、島根県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）及び島根県広告取扱基準（以下「取扱基準」という。）に基づき、島根県出納局が管理する車両（以下「公用車」という。）に掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（掲載車両）

第2条 広告掲載は公用車のうち、広告スペースが確保できる車両とする。

（広告等の範囲）

第3条 広告の内容は、要綱第4条及び取扱基準第4の規定によるものとする。

（広告の掲載方法）

第4条 公用車の車体への広告の掲載方法は、あらかじめ広告を印刷した粘着フィルム等（マグネットシートは除く。）の貼付によることとし、公用車の車体へ直接塗装する等の方法によることはできない。

2 前項の粘着フィルムは、広告掲載期間中における車体からのはく離又は広告撤去時における車体の塗装のはく離及び広告のはく離残しを生じさせないものとする。

（広告の規格等）

第5条 広告の掲載場所は、原則、車体の両側面（2箇所）及び後面（1箇所）で県が指定する。

2 広告の規格（大きさ）は、掲載する公用車の掲載場所の大きさの範囲内とする。ただし、公用車の運行の妨げになるような、ドアウインドウ、リアウインドウ、ドアノブ、ナンバープレート等への貼付は除くものとする。なお、標準的な規格は次のとおりとする。

(1)車体の両側面 縦40cm程度×横60cm程度

(2)車体の後面 縦10cm程度×横15cm程度

3 広告の中には、当該広告が県の有料広告と認識できるよう、「島根県有料広告事業」の文字を表示しなければならない。なお、標準的な規格は次のとおりとする。

(1)車体の両側面 縦5cm以上×横25cm以上

(2)車体の後面 縦2cm以上×横7cm以上

（広告の掲載期間）

第6条 広告の掲載期間は、原則会計年度（1年）とするが、特段の支障がない場合には、1ヵ月単位の掲載も可能とする。また、再掲載を妨げない。

- 2 再掲載の更新は4回を限度とする。ただし、この限度を超えて再掲載を希望する場合は、県と広告主双方が協議し、決定するものとする。
- 3 広告を掲載した公用車が車両更新により運行を終えることとなった場合、その時点で広告の掲載期間は終了するものとする。ただし、広告掲載の継続を希望する場合は、県と広告主双方が協議し、決定するものとする。

(広告の募集方法)

第7条 広告の募集は、島根県ホームページその他の広報媒体により各会計年度において1回公募するものとする。なお、募集台数に満たない場合は、残りの台数を随時募集することとする。

- 2 公募時期は、広告掲載年度の前年度に県が指定する時期に実施することとする。
- 3 広告の掲載を希望する者は、島根県公用車（出納局管理分）広告掲載申込書（様式第1号）に次の資料を添付したもの（以下「申込書等」という。）を、県に提出するものとする。

- (1) 広告のデザイン素案（A4 カラー縮小版）
- (2) 申込者の活動概要が分かる書類（企業のパンフレットやホームページに掲載している企業概要をプリントしたものなど）

(掲載決定の順序等)

第8条 掲載申し込みのあった広告が、募集台数を超える場合は、次に掲げる順序により広告を掲載する。

- (1) 県内に事業所を有する事業者に広告を優先する。
- (2) 広告掲載を希望する期間の長い広告を優先する。

- 2 前項による順序が同一となり申込台数が募集台数を超える場合は、受理した申込書等の申込み順に、募集台数に達するまで1台ずつ配分するものとする。

(広告主の決定)

第9条 県は、第7条第3項の申込書等を受理したときは、第19条に規定する島根県公用車（出納局管理分）広告掲載審査会を開催し、掲載可否を審査した後、広告掲載を決定する。

- 2 県は前項の規定により決定したときは、島根県公用車（出納局管理分）広告（掲載・不掲載）決定通知書（様式第2号）により当該申込者に通知する。

(広告デザインの確定及び提出)

第10条 広告主は、県が指定する日までに、県に広告デザインの確定版を提出しなければならない。ただし、提出済みの素案から変更がない場合は提出不要とする。

- 2 県は、提出された広告デザインの確定版が第3条又は第5条に規定する要件を満たしていないときその他広告の内容が不適当なときは、広告主に対し、広告の内容

の補正を指示するものとする。

- 3 前項の規定による指示があったときは、広告主は、広告の内容について補正し、県が指定する日までに補正後の広告デザインを提出しなければならない。

#### (広告の掲載)

第 11 条 広告主は、県が指定する日に公用車に広告を掲載しなければならない。

- 2 掲載期間は、島根県公用車（出納局管理分）広告掲載決定通知書（様式第 2 号）により通知した期間とする。
- 3 広告の再掲載を希望する広告主は、県が指定する日までに、島根県公用車（出納局管理分）広告再掲載届出書（様式第 3 号）を県に提出するものとする。

#### (広告掲載料)

第 12 条 広告の掲載料は、1 台当たり月額 3,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

- 2 月の中途から広告を掲載する場合は、当該掲載開始月において広告掲載をしない期間に相当する広告掲載料を減額する。
- 3 広告主は、前各項の規定による広告掲載料を、県が指定した日までに、県が発行する納入通知書により一括して前納するものとする。

#### (広告掲載料の返還)

第 13 条 広告主は、県の責めに帰すべき事由により広告が掲載されなかったときは、県に対し、当該広告が掲載されなかった期間に相当する広告掲載料の減額を請求することができる。

- 2 県は、要綱第 6 条第 1 号から第 6 号のいずれかにより、広告掲載を中止し、又は契約を解除したときは、広告主に当該広告掲載をしなかった期間に係る広告掲載料を返還しない。

#### (広告の撤去等)

第 14 条 広告掲載期間が終了した場合や、広告の掲載が取り消された場合及び広告の掲載を取り下げた場合は、広告主が車体から広告を撤去するものとする。

- 2 広告の撤去作業により車体の塗装のはく離等が生じた場合は、広告主が原状に復するものとする。

#### (費用負担等)

第 15 条 広告の作成、掲載及び撤去作業等は、広告主の責任において行い、その費用は広告主の負担とする。

- 2 広告の掲載後、県による公用車の運行に伴う事故により、広告を修復する必要がある場合は、県の負担により修復するものとする。

3 経年に起因する色あせ等に伴う広告の修復については、広告主の負担により実施するものとする。

(広告の変更)

第 16 条 広告主は、広告の掲載期間が複数月にわたる場合は、県にあらかじめ協議した上、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。その場合の手続きについては、第 10 条及び第 19 条の規定を準用する。

(広告主の責務)

第 17 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、県に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(端数処理)

第 18 条 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 1 項の広告掲載料の減額する額に 10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(審査会)

第 19 条 要綱第 5 条第 2 項の規定により、公用車広告の可否を審査するため、島根県公用車（出納局管理分）広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会は別表 1 のとおりの委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

4 審査会は、書面によって行われる会議（以下「書面会議」という。）により開催する。

5 委員長は書面会議の実施に際し、返信期日を指定し、議事に係る資料及び表決書を全委員に送付するものとする。

6 書面会議は、委員の過半数から表決書の返信があった場合に会議が開催されたものとし、委員は返信をもって会議に出席したものとする。

7 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

8 委員長は、必要があると認めるときは、第 4 項の規定にかかわらず、委員を招集して行う会議（以下「対面会議」という。）を開催することができる。

9 対面会議の実施に際し、委員長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者

の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

10 審査会について本条に定めのない事項は、委員長及び委員の協議により決定する。

(事務局)

第20条 審査会の事務局は、島根県出納局会計課に置く。

(協議)

第21条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附則

1 この要領は令和7年2月26日から施行する。

別表 1 (第 19 条関係) 島根県公用車 (出納局管理分) 広告掲載審査会委員

委員長	出納局 会計課長
委員	政策企画局 政策企画監
	環境生活部 環境生活総務課長
	環境生活部 人権同和対策課長
	健康福祉部 青少年家庭課長

様式第1号（要領第7条関係）

## 島根県公用車（出納局管理分）広告掲載申込書

令和 年 月 日

島根県知事 あて

申 込 者 所 在 地  
名 称  
代表者職氏名

島根県の公用車（出納局管理分）に広告を掲載したいので、下記のとおり申込みます。

### 記

#### 1. 広告内容

- (1) 掲載希望対象車・台数 県庁公用車・\_\_台
- (2) 掲載希望期間（最短1カ月単位）  
令和\_\_年\_\_月～令和\_\_年\_\_月（計\_\_カ月）
- (3) 掲載料（予定）  
単価3,000円×\_\_台×\_\_カ月＝\_\_\_\_\_円
- (4) 主な内容（例：自社商品（〇〇）のPR広告）

※ 広告デザインの素案（A4カラー縮小版）と、活動概要資料（パンフレット等）を添付してください。

#### 2. 連絡先

- (1) 担当者名：
- (2) 担当部署：
- (3) 電 話：
- (4) F A X ：
- (5) e-mail ：

島根県公用車（出納局管理分）広告（ 掲載 ・ 不掲載 ）決定通知書

令和 年 月 日

様

島根県知事 ○○ ○○

令和 年 月 日付けで申込みのありました島根県公用車（出納局管理分）広告の掲載について審査を行なったところ、下記のとおり決定したので通知します。

なお、島根県公用車（出納局管理分）広告掲載要領第10条に基づき、令和 年 月 日までに掲載しようとする広告デザインの確定版を提出してください。また、契約書に押印、○○円の収入証紙を貼り付けて提出してください。

※ 広告の規格（大きさ）は島根県公用車（出納局管理分）広告掲載要領第5条に基づくものとします。

※ 広告デザインの確定版は、提出済みの素案から変更がない場合は提出不要とします。

記

1. 広告掲載の可否

(1) 決定事項 掲載可 ・ 掲載不可

(2) 決定理由

2. 掲載決定車・台数 県庁公用車（車種： ） 台

3. 掲載期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ カ月間）

4. 掲載料 合計 円（月額3,000円× 枠× カ月）

島根県公用車（出納局管理分）広告再掲載届出書

令和 年 月 日

島根県知事 あて

申 込 者 所 在 地  
名 称  
代表者職氏名

令和 年 月 日付けで掲載決定を受けた島根県公用車（出納局管理分）広告について、再掲載（継続）をしたいので、下記のとおり届出ます。

記

1. 再掲載（継続）内容

- (1) 再掲載対象車・台数 県庁公用車・ \_\_\_\_ 台  
(2) 再掲載希望期間（最短1カ月単位）  
令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 ~ 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月（計 \_\_\_\_ カ月）  
(3) 掲載料（予定）  
単価 3,000 円 × \_\_\_\_ 台 × \_\_\_\_ カ月 = \_\_\_\_\_ 円

2. 連絡先

- (1) 担当者名：  
(2) 担当部署：  
(3) 電 話：  
(4) F A X：  
(5) e-mail：